

## 9 城岳小学校いじめ防止対策基本方針

平成26年2月作成

令和2年3月改訂

令和5年3月改訂

(生徒指導提要(文科省) 生徒指導リーフレット(文科省), 沖縄県いじめ対応マニュアル参考)

### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### 1 【基本方針】

##### ① いじめの理解(基本的認識)

いじめはどの子にも起こりうる。どの子も被害者にも加害者にもなり得ると言う事実を正しく理解する。

##### ② いじめを許さない学校づくりに努め、いじめは「絶対に許されない行為」であることを児童に理解させる。

##### ③ いじめの未然防止(未然防止の取組等)・早期発見(いじめの兆候を見逃さない)・いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)を確実にこなす。(実効性を持つ)

##### ④ 当該児童・当該保護者の立場に立ち、誠意ある対応を組織的に行う。

##### ⑤ 保護者との連携、関係機関との連携を十分に図る。

#### 2 【いじめの未然防止】

##### ① いじめが起きにくい支持的学校風土・支持的学級風土をつくる。「いじめを生まない」という未然防止に日々努める。

##### ② 児童理解を深め、児童一人一人を大切にすると共に、日常的な関わりの中で教師と児童、児童と児童の信頼関係づくりや人間関係づくりに努める。

##### ③ 居場所づくりでいじめを減らす。

児童が安心できる自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる「授業づくり」「集団づくり」に努める。

##### ④ 情報モラルの指導でいじめ発生を防ぐ

携帯電話やインターネット使いすぎや学校などへの不必要な持ち込みなどを注意するとともに、利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育に努める。

- ⑤ いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- ⑥ いじめられている児童には学校が「徹底して守り通す」という姿勢を日頃から示す。
- ⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく。

### 3 【いじめの早期発見】・・・いじめの兆候を見逃さない

#### ① 毎月の児童いじめアンケート調査

- ・被害者加害者の発見が目的ではない。いじめがどの程度おきているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、評価改善に繋げる。
- ・記入されたアンケートは、児童のつぶやきや用紙の欄外への殴り書き、裏面なども含め「見落としがないよう」に充分気をつける。

#### ② ふれあいデー（教育相談日）＊年間行事計画位置づけ

- ・児童と向き合う貴重な時間である。児童の声をしっかり聞き、その対応に努める。児童・保護者からの情報提供・訴え（別紙に詳細あり）
- ・丁寧に、聞き取り、事実関係を確り把握する。
- ・全力で解決に向かうよう努める姿勢を示す。
- ・職員のいじめ問題の取組点検表（沖縄県いじめ対応マニュアル H23年3月版）を定期的に実施し指導の振り返りを行う。

### 4 【ネット上でのいじめへの対応】＊掲示板等への誹謗中傷への対応

#### ○ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談



#### ○書き込み内容の確認

- ・当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- ・書き込み内容の保存（プリントアウト）＊携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等。



#### ○掲示板等の管理者に削除依頼

- ・管理者の連絡方法（メール）の確認
- ・利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。

（削除依頼は学校等の公的な PC やメールアドレスを利用し、依頼者名などの個人情報は記載しない。）



#### ○掲示板等のプロバイダーに削除依頼

・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。それでも削除されない場合は、「法務局」などに相談する。

### 5 【いじめに対する措置】

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- ② 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ③ いじめを認知した場合被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- ④ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け関係者全員で取り組むと共に、市教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- ⑤ 学校・家庭・地域、関係者が一体となって早期解決に向け全力で取り組む。
- ⑥ いじめの問題解決後も組織的な指導支援に努める。
- ⑦ 再発防止に全力で取り組む
- ⑧ いじめに係る行為が止んでいることについて

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### 6 【年間指導計画と評価】

- ① 人権の日（毎月1日）・・・全体集会，校内放送，掲示物の配布
- ② 道徳の授業・・・・・・・・年間指導計画に基づき行う。
- ③ 教育相談週間（ふれあいデー）・・・年間3回実施（4～5日間）
- ④ リスペクト月間の実施（校長講話、なかよしプロジェクト等）
- ⑤ 校内研修・・・・・・・・年間最低1回は実施する。
- ⑥ 情報モラルについての指導・・・年間指導計画へ位置づける。
- ⑦ 児童いじめアンケート実施・・・毎月
- ⑧ いじめ問題の取組点検（教職員・学校用）・・・年間2回（7月・12月）